

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

( 徳 情 個 審 答 申 第 2 号 )

平 成 2 1 年 7 月 3 1 日

徳情個審答申第 2 号

平成 21 年 7 月 31 日

徳島市長 原 秀 樹 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 元井 信介

徳島市情報公開条例第 18 条の規定に基づく諮問について（  
答申）

平成 21 年 1 月 30 日付人事発第 8 号により徳島市長から諮問のありました  
公文書の部分公開決定処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申  
します。

## 1 審査会の結論

徳島市長（以下「実施機関」という。）が行った本件部分公開決定処分（  
以下「本件処分」という。）は、妥当である。

## 2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 本件の異議申立人は、平成 20 年 10 月 23 日付で、実施機関に対し、  
徳島市情報公開条例（平成 19 年徳島市条例第 1 号。以下「条例」という。  
）の規定により「平成 19 年度職員採用試験の一次試験の得点結果の一覧  
表又はその得点一覧が分かる資料」を内容とする公文書の公開請求をした。  
実施機関は、平成 20 年 11 月 7 日付で上記請求に対応する公文書として  
「平成 19 年度に市長部局で実施した職員採用試験の第一次試験の結果表」  
（以下「本件文書 1」という。）及び「試験問題作成・集計の委託先が作  
成した結果表の帳票」（以下「本件文書 2」という。）を特定し、本件文  
書 1 に記載されている順位、受験番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住  
所、最終学歴、教養試験得点、専門試験得点、合計得点、平均点及び合否

の情報のうち、順位、一部の試験区分の合計得点及び合計の平均点並びに合否の情報と、本件文書 2 に記載されている職種、席次、受験番号、教養試験得点、専門試験得点及び総計得点の情報のうち、職種、席次及び一部の試験区分の総計得点の情報を公開とし、それ以外の情報を非公開とする本件処分をした。

- (2) 異議申立人は、平成 21 年 1 月 9 日付の異議申立書により、実施機関に対し、本件処分について異議申立てを行った。これにつき、当審査会は、同月 30 日付で実施機関から条例第 18 条に基づく諮問を受けた。
- (3) 当審査会の本件審査に際し、実施機関に対し「決定理由説明書」の提出を求めたところ、同年 2 月 27 日付で当該文書が提出され、これに対し、異議申立人に「意見書」の提出を求めたところ、同年 3 月 19 日付で当該文書が提出された。

さらに、異議申立人から同日付で口頭意見陳述の申立てがあったので、同年 5 月 15 日に、当審査会において口頭意見陳述を行っている。

- (4) なお、異議申立人は、上記請求において、「一次試験の得点を得た全員について二次試験に進んだか否か分かる一覧表又はそのことが分かる資料」の公開も求めているが、実施機関は、それに対応する公文書として「第二次試験合格者の決定時作成の第一次試験及び第二次試験の受験者数、合格者数等が記載された文書」を特定し、当該文書を公開している。

### 3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人の公開請求に対し実施機関が行った本件処分を取り消し、非公開とされた情報のうち受験番号の公開を求めるというものである。

なお、異議申立人は、異議申立書において、二次試験評定表、二次試験評定表の受験番号及び採点を委託した外部機関名の公開も求めているが、実施機関は、当該部分については、不適法な異議申立てであるため、却下するとして、当審査会に諮問していない。

### 4 実施機関の主張の要旨

受験番号については、条例第7条第2号本文に該当するため非公開としたものであり、その理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 受験番号を公開することにより、受験者の知人又は当該受験者の受験番号を認識する可能性のある者等の関係者に対しては、特定の個人が識別され、特定の個人の第一次試験の合計得点が明らかになりうる。
- (2) 受験番号を公開することにより、それと関連づけて付されている職員番号を介して特定の個人が識別されるおそれがあり、特定の個人の第一次試験の合計得点が明らかになるおそれがある。

## 5 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 受験番号を付しているのは、個人を特定できないようにするためという意味合いが大きいと考えており、受験番号で個人を特定できるというのであれば、それは市の責任である。
- (2) 受験をした人間が受験番号について情報公開を求めれば自分の点数や知り合いの点数は分かるが、受験者が情報公開を求めることは少ないだろうし、それなら受験者については公開しないようにすればよい。
- (3) 大分県教育委員会の事件を受けて内部の採点についても受験番号だけで個人が特定できないようにするという記事が新聞に載っていた。
- (4) 県内では、上板町、阿南市が受験番号を公開している。

## 6 審査会の判断

- (1) 条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

また、本号ただし書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公に

され、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する非公開情報から除くことを規定している。

- (2) 実施機関は、受験番号については、個人識別情報であることから、本号本文に該当し、非公開としたと主張しているので、以下検討する。
- (3) 受験番号は、受験者を識別するために受験者ごとに付された個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ、ひいては、既に公開されている第一次試験の順位や合計得点まで明らかにされることとなると認められるから、本号本文に該当する。  
また、受験番号が、本号ただし書に該当しないのは明らかである。
- (4) 以上のことから、実施機関が受験番号を非公開としたことは、妥当である。

## 7 結論

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

< 参考 >

( 審 査 会 の 経 過 )

年 月 日	審 査 会 の 経 過
平成 2 1 年 2 月 2 日	実施機関から諮問書を受理
平成 2 1 年 3 月 2 日	実施機関から決定理由説明書を受理
平成 2 1 年 3 月 1 9 日	異議申立人から上記説明書に対する意見書を受理
平成 2 1 年 4 月 2 2 日 ( H21 第 1 回 審 査 会 )	諮問の審議を行った。
平成 2 1 年 5 月 1 5 日 ( H21 第 2 回 審 査 会 )	口頭意見陳述を行った。
平成 2 1 年 6 月 2 6 日 ( H21 第 3 回 審 査 会 )	諮問の審議を行った。
平成 2 1 年 7 月 2 8 日 ( H21 第 4 回 審 査 会 )	答申案の検討を行った。